

令和7年度 障害者雇用納付金制度 申告申請書 記入説明書

申告申請期間

常用雇用労働者の総数100人超の事業主の場合

令和7年4月1日～令和7年5月15日

※ 申告申請期間を過ぎた申請に対しては、障害者雇用調整金等の支給はできません。

常用雇用労働者の総数100人以下の事業主の場合

令和7年4月1日～令和7年7月31日

※ 申請期間を過ぎた申請に対しては、報奨金等の支給はできません。

制度改正

法改正に伴い納付金制度が変わりますのでご注意ください。

- 令和4年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、順次施行されています。令和7年度の申告申請では令和6年4月1日施行分が対象となります。詳細は次頁をご確認ください。
- 例：法定雇用率2.5%に引き上げ、調整金等の支給額の調整など

申告申請書の作成及び提出は、インターネットによる「電子申告申請システム」をご活用ください。（法改正対応済み）

- 画面の案内に従って月別の常用雇用労働者数や障害者の雇用状況等を入力すると、納付金額などが自動計算され、申告申請書を作成できます。
- 過年度に作成した申告申請データ（XMLファイル）を更新して使用できます。
- 事業所情報・雇用障害者情報をCSVファイルにより取り込むことが可能です。

納付金は令和7年4月1日以降、全納・延納により納付期限までに納付してください。

- 全納の場合 令和7年5月15日まで
- 延納の場合 第1期：令和7年5月15日まで 第2期：令和7年7月31日まで
第3期：令和7年12月1日まで

納付金の納付は「ペイジー」をご活用ください。

（取扱金融機関等についてはP69をご参照ください。）



- ペイジーなら金融機関の窓口に並ぶ必要がありません。
- ペイジーでの納付の手数料は無料です。
- 金融機関のネットバンキングからペイジーで納付できます。

※ 納付金等の申告申請に関する重要なお知らせは電子申告申請システムトップページ及び当機構ホームページに掲載します。

電子申告申請システム：https://www.nofu.jeed.go.jp/Nofu_Densi/
当機構：<https://www.jeed.go.jp/>



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

概要

申告申請等の流れ

記入例・様式・参考資料